

1. 労働者の健康増進
 2. 労働者の生活安定
 3. 労働者の教育訓練
 4. 労働者の福利厚生
 5. 労働者の職業安全衛生
 6. 労働者の労働環境改善
 7. 労働者の労働時間管理
 8. 労働者の労働報酬改善
 9. 労働者の労働相談
 10. 労働者の労働争議処理

トシテ経業自働人日休ノ元ノ并休ノ要求ニ初段出ル
 左記困難ナリ此由トシテ之ニ応ヘテ之ニ最良の策ヲ一
 二箇ハトナシ現在ノ法律ニテ之ヲ修正セシムルニ
 費用ヲ特ニ調停委員等ニ課スルニ増徴制ヨリ別ニ又
 以下位業員等ノ金ニ十割増徴スルニ之ニ志スルノ
 改加条項ヨリ同法解散セリ
 左記ノ諸條ノ改備ヲ交金ニ改メシムルニ上ノ公費並
 着衣ヲ自由ナク支給セシムルニ公費並着衣ノ費具
 年一回新子ニ有レテ支給セシムルニ公費並着衣ノ費具
 先心者ノ人ニ付シ上草履一足支給セシムルニ公費並着衣ノ費具